

# 船舶事故調査報告書

令和3年6月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（令和2年1月16日 07時00分ごろ～23時46分ごろの間）
発生場所	不明（石川県志賀町安部屋漁港西方沖）
事故の概要	漁船第5福伸丸は、底びき網漁を行う目的で出港した後、無人で漂流しているところを発見され、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	令和2年1月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となっているため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第5福伸丸、4.96トン IK3-10734（漁船登録番号）個人所有 10.40m(Lr)×2.76m×0.79m、FRP ディーゼル機関、265kW、昭和51年10月31日 第244-8587号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	本件船長 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月26日 免許証交付日 平成26年12月1日 （令和2年11月21日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（本件船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り～雨～晴れ、風向 東～北東、風力 4 海象：波高 約1.5m、水温 約10
事故の経過	本船は、本件船長が1人で乗り組み、かけ回し式による底びき網漁を行う目的で、令和2年1月16日07時00分ごろ安部屋漁港上野地区を出港した。 本件船長の家族は、18時30分ごろ、ふだん帰宅する予定の本件船長が帰宅せず、また、本件船長に電話しても携帯電話が繋がらない状態であったので不審に思い、いつも港で本件船長の漁獲物の選別作業を手伝う知人（以下「本件知人」という。）に電話して本件船長のことを尋ねたところ、本件船長から本事故当日の選別作業を依頼され

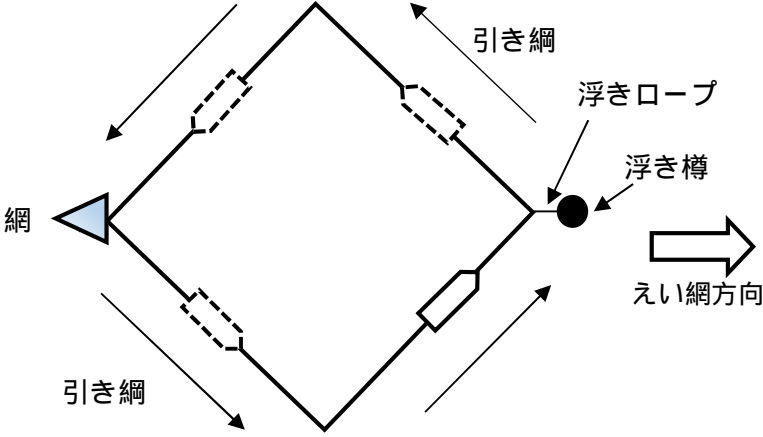
	<p>ていないことを聞き、本件知人に本船の係留状況を見てほしいと依頼した。</p> <p>本件知人は、本船の係留場所に向かったところ、本船がおらず、本件船長の自家用車が駐車した状態であることを認めたので、同じ漁業協同組合に所属する別の船長（以下「船長A」という。）に本船に無線連絡をするよう依頼した。</p> <p>船長Aは、自ら所有する船に行き、本件船長を漁業無線で呼び出したものの応答がない状態であったので、所属する漁業協同組合を通じ、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視船艇により捜索が行われ、23時46分ごろ安部屋漁港西方沖において、付近で操業していた別の漁業協同組合に所属する漁船の船長（以下「船長B」という。）に無灯火で無人の状態で見失っているところを発見されたものの、本件船長が発見されずに行方不明となった。</p> <p>本船は、巡視艇にえい航された後、僚船に引き継がれ、安部屋漁港上野地区に陸揚げされた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件船長は、自宅を出発する際、ハイネックのシャツ、チョッキ、ヤッケを着て、タイツ、ズボン、長靴を履いていた。</p> <p>本件船長は、持病がなく、本事故当日、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>本件船長は、ふだん操業中に防水型の携帯電話を身に付けており、救命胴衣を着用していないことがあった。</p> <p>本船のかけ回し式による底びき網漁は、浮きロープを取り付けた浮き樽<sup>たる</sup>を海面に投入した後、前部甲板左舷側のロープリールから引き綱を、後部甲板の揚網機から網を、前部甲板右舷側のロープリールから引き綱を順番に四角形に繰り出し、浮き樽を回収してからえい網を行うものであった。（図1及び写真1参照）</p>  <p>図1 かけ回し式による底びき網漁の状況</p>



写真1 本船

本船は、来援した海上保安官が移乗した際、機関が中立運転の状態であった。

船長Bは、本船を発見した際、引き網がロープリールに巻かれておらず、また、本船が陸揚げ後、プロペラに浮きロープ及び引き綱とともに浮き樽が巻き込まれていたため、本件船長が浮き樽を回収しようとした際、浮きロープ及び引き綱とともに浮き樽がプロペラに巻き込まれ、本件船長がプロペラに絡んだ浮きロープ等を外そうとして落水したのではないかと本事故後に思った。(写真2参照)



写真2 プロペラに巻き込まれた浮き樽等の状況

**分析**

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

不明  
不明  
不明

本件船長は行方不明となった。  
本件船長は、07時00分ごろ安部屋漁港を出港した後、23時46分ごろ安部屋漁港西方沖で無人の状態で見失われている本船が発見さ

	<p>れたことから、この間において、落水したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、本船の機関が中立運転の状態であったこと、引き綱がロープリールに巻かれていなかったこと、プロペラに浮きロープ及び引き綱とともに浮き樽が巻き込まれていたことから、浮き樽を回収しようとした際、浮きロープ及び引き綱とともに浮き樽がプロペラに巻き込まれ、絡んだ浮きロープ等を外そうとして落水した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、安部屋漁港を出港した後、浮き樽を回収しようとした際、本件船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独で乗り組む漁船は、操業中に漁具などがプロペラに絡まった場合、無理に対処せず、海上保安庁又は僚船に救助を要請すること。</li> <li>・ 操業中は、十分に注意して落水防止に努めること。</li> <li>・ 甲板上で作業を行う場合は、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

